

学校感染症による出席停止について

次にあげる病気は、他の生徒に感染するおそれがありますので、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。出席停止期間は欠席扱いにはなりません。なお、病気が治って登校する際は、登校許可証明書を主治医に記入していただき、担任へ提出してください。

種	感染症名	出席停止の期間の基準 (ただし、疾病により医師が判断した時は、この限りではない)
1	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属SARSコロナウイルス）、中東呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
2	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症（ベータコロナウイルス属コロナウイルス）	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日経過するまで
3	結核	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
3	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

主治医 様

誠に恐れ入りますが、登校可能になりましたら、証明書にご記入の上、保護者へお渡しください。

・・・・・・・・・・・・・・・・この線で切り取り、担任へ提出してください・・・・・・・・・・・・・・・・

登校許可証明書

高崎商科大学附属高等学校長 様

※ 科 年 組 番 氏名

1. 病名 []

2. 出席停止期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

上記の者の疾病は、感染するおそれなくなりましたので、登校しても差し支えないものと認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印

※ クラス・氏名等は、事前に学校または保護者が記入してください。